深谷市中小企業者事業継続力強化計画策定奨励金交付制度　Ｑ＆Ａ集

令和5年4月3日現在

Ｑ１．申請受付期間は？

Ａ１．令和５年４月３日（月）～令和６年２月２９日（木）までとなります。

　　 郵送の場合は、当日消印有効となります。

Ｑ２．事業継続力強化計画とはどういったものか？

Ａ２． 中小企業が策定した防災、減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化画」

　　 として認定した計画を指します。

　　 計画策定、認定の詳細につきましては、

中小企業庁：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

 にてご確認ください。

Ｑ３．事業継続力強化計画を策定し認定を受けることでどのようなメリットがあるのか？
Ａ３．災害時の危機対応力を高めるだけでなく、平時においても重要業務の見直しなどにより、

　　　生産性が改善されます。また、この計画を策定し経済産業大臣の認定を受けた中小企業者

　　　には、

　　　①　日本政策金融公庫の低利融資・信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について

　　　　　支援を受けることができます。

　　　②　防災、減災設備に対する税制措置を受けることがあります。

　　　③　ものづくり補助金の申請を行う場合は、審査をする上で加点されます。

　　　等のメリットがあります（各優遇措置の詳細についてはホームページ等でご確認ください。）

Ｑ４．経済産業大臣による事業継続力強化計画の認定を受けて、本市の制度利用を考えているが、

　　　どのように策定したらよいかわからない。相談できるところはないのか？
Ａ４．深谷商工会議所、ふかや市商工会等にて事前相談を受け付けております。

Ｑ５．深谷商工会議所、ふかや市商工会では他にどのような相談を受けてくれるのか？

Ａ５．資金調達、事業承継や新たな事業への取り組み等といった経営に関して幅広くご相談していただけ

ます。

Ｑ６．補助対象の中小企業者とあるが、具体的にどのような事業者が対象外となるのだろうか？

Ａ６．社会福祉法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益財団・財団

法人、学校法人、農業組合・協働組合等の組合、農林漁業を営む者等が対象外となります。

Ｑ７．今回の制度では、個人事業主は対象となるのか？

Ａ７．対象となりえます。

Ｑ８．なぜ今回農林漁業・農業法人は対象外となるのか？
Ａ８．本事業の趣旨が、緊急事態における市内商工業の継続や早期復旧を可能とするために実施しており

今回は対象外とさせていただきました。

Ｑ９．個人事業の医者・歯医者は対象外なのか？

Ａ９．個人開業医であって、医療法人化していなければ、個人事業主であるので対象となりえます。

Ｑ１０． 同じ代表者が複数の法人を経営している。それぞれの法人が経済産業大臣による事業継続力強化計画の認定を受けた場合は、別々に申請することは可能なのか？

Ａ１０． 別の法人からの申請となりますので申請いただけます。

Ｑ１１．奨励金はどのように支払われるのか？

Ａ１１．深谷市中小企業者事業継続力強化計画策定奨励金交付申請書兼請求書で記載された振込先へお

振込みさせていただきます。なお、支払通知書は発行しませんので通帳へ記帳していただくなど

振込確認をお願いしております。

Ｑ１２．ネット銀行や通帳レス口座なのだが、振込はできるのか？

Ａ１２． お振込みは可能です。ご申請時に口座名義（個人事業主の方は申請者名義、法人の方は法人名

義）、銀行名、支店名、口座番号がわかるものを添付してください。

Ｑ１３．事前相談を取引のある金融機関で行ったが、申請書類の確認書は深谷商工会議所、ふかや市商工

　　　　会に依頼しなければならないのか？

Ａ１３．事前相談を金融機関等で行った場合でも、深谷商工会議所、ふかや市商工会に事業継続力強化計

　　　　画の認定書と計画を持参して確認書の発行をお願いしております。

Ｑ１４．申請受付期間内に経済産業大臣による認定を受けることができなかった。この場合は対象外とな

　　　　るのか？

Ａ１４．大変申し訳ありませんが、対象外となります。経済産業大臣による事業継続力強化計画の認定に

は、策定から最大で約２ヶ月かかることもあります。スケジュールに余裕をもって認定申請を行

ってください。

Ｑ１５．申請受付期間中に本事業が終了する可能性はあるのか？

Ａ１５．予算に限りがありますので、想定以上に申請が集中してしまった場合は、申請受付期間中であっ

　　　　ても本事業が終了する可能性もございます。

Ｑ１６．予算に限りがあるとのことだが、どのような順番で予算上限を管理するのか？

Ａ１６．申請受付順で奨励金交付の順番を決定しております。但し、受付は必要書類が完備となった状態

を受付とさせていただいております。不備等がありますと受付とはなりませんのでご注意くださ

い。

Ｑ１７．本事業は今後も継続していくのか？
Ａ１７．来年度以降も本事業を継続していくかは、今回の申請状況を踏まえたうえで、検討してまいりま

す。